

令和2年11月2日

会員事業所の長様

(一社) 鹿児島県LPGガス協会
事務局

新しい生活様式に対応するための 感染防止対策支援事業について(お知らせ)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から協会の事業活動につきまして、
多大のご協力いただきありがとうございます。

県消防保安課より、新型コロナウィルス感染拡大に伴う「新しい生活様式」に対応するため、中小企業・個人事業者等が実施する感染防止対策の費用に対し、経費の一部を補助・支援する目的とした事業の案内がありましたので、お知らせします。

別紙内容及び協会ホームページをご確認の上、申請を希望される場合は要綱に従い、
手続方お願いします。

尚、本件窓口は、「鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局」となっており
ます(TEL: 099-296-8628)。ご不明な点がございましたら、そちらまでお問合せ下さい。

以上 本件担当: 仁田尾
☎ 099-250-2535

新しい生活様式に対応するための感染防止対策支援事業

令和2年10月
商工政策課

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症に係る基本的な感染対策を継続しながら、社会経済活動を推進する「新しい生活様式」に対応するため、中小企業・個人事業者等が実施した感染防止対策費用について支援する。

2 事業内容

(1) 補助対象者

事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等

(2) 補助対象業種

小売業、教育、学習支援業、スポーツ施設提供業、娯楽業、生活関連サービス業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、など

※ ただし、感染防止対策を目的とした県の他の支援事業の対象者については、補助対象としない（対象外の例：医療、福祉、介護、飲食、宿泊、観光バス、タクシー等）。

(3) 補助対象経費：感染症防止対策経費

4月1日から12月18日までに購入または実施し、かつ同日までに支払がなされた以下の経費

- ・消毒、清掃、飛沫対策、衛生管理等に要する物品の購入費
- ・消毒作業、清掃作業、クリーニング等に要する外注費

※ 既に、国、市町村等による補助金を申請・受領した経費については、補助対象外とする。

(4) 補助金額 1事業者当たり10万円を上限（補助率10/10）

(5) 申請期間 10月26日（月）から12月18日（金）まで

3 問い合わせ先、申請方法

(1) 問い合わせ先（午前9時から午後5時まで、土日祝除く）

【コールセンター】：099-296-8628

(2) 申請方法

県ホームページ等で申請書等を入手し必要事項を記入の上、必要書類を添えて以下の宛先まで郵送

【宛先】：〒890-0064 鹿児島市鴨池新町14-27 南国情報サービス3号館内
鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局

補助対象の類型と業種
(新しい生活様式に対応するための感染防止対策支援事業)

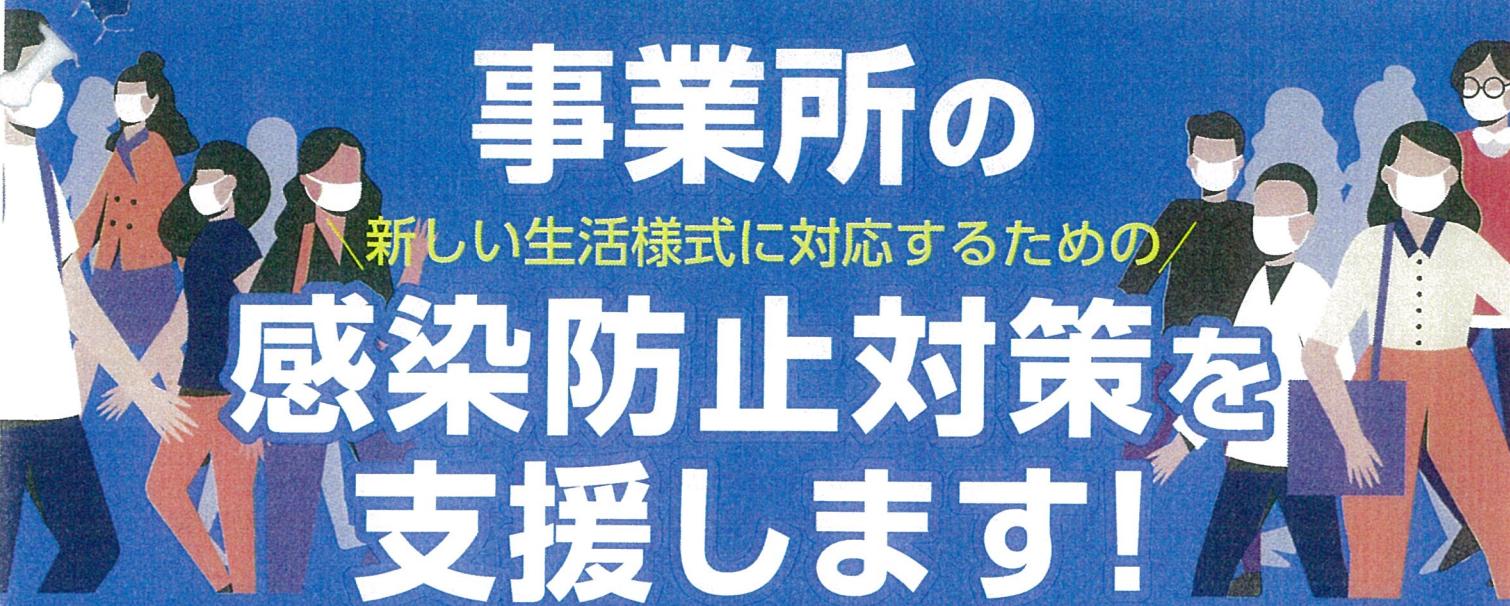
事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等

- 例示として、以下の業種を示しますが、類型が同種のもので、補助金の目的に合致する業種も対象となります。
- 感染防止対策を目的とした県の他の支援事業の対象者については、補助対象外となります。
- 既に、国、市町村等による補助金を申請・受領した感染症防止対策経費については、補助対象外となります。

類型	業種
小売業 (訪問販売は含む) (通信販売は不可)	総合スーパー、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業（保険薬局を除く）、農耕用品小売業、燃料小売業（ガソリンスタンド等）、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、花・植木小売業、ペット・ペット用品小売業、中古品小売業、その他小売業 など
教育、 学習支援業	自動車教習所、学習塾、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業（ヨガ教室、ダンス教室、武道教室等）、その他の教養・技能教授業（料理教室、舞踊・ダンス教室、パソコン教室、日本語教室等）、他に分類されないその他の教育・学習支援業 など
スポーツ施設 提供業	ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング練習場、フィットネスクラブ、トレーニングジム など
娯楽業	映画館、劇場、ライブハウス、遊園地、遊戯場（ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、その他の遊戯場）、ダンスホール、マリーナ業、遊漁船業、カラオケボックス業、娯楽に附帯するサービス業（場外馬券・車券・舟券売場、パチンコ景品交換場等）、他に分類されない娯楽業 など
生活関連 サービス業	クリーニング業、コインランドリー業、衣服等リフォーム業、理容業、美容業、一般公衆浴場業（銭湯業、蒸し風呂業、砂湯業等）、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、まつ毛エクステンション、旅行業・旅行代理業、観光案内業（ガイド）、冠婚葬祭業（葬儀業、結婚式業、結婚相談業）、写真プリント、現像・焼付業、宝くじ売さばき業、ペット美容室、インターネットカフェ、漫画喫茶、宅配サービス業、運転代行業 など
金融業、保険業	信用金庫、貸金業、質屋業、証券会社、両替業、保険代理店 など
不動産業、物品 賃貸業	不動産取引・賃貸業、物品賃貸業（レンタルビデオ業・貸衣装業）など
専門・技術サー ビス業	法律事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、動物病院、写真館 など
その他	療術業（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり・灸業、柔道整復業等）、自動車整備業、電気機械器具修理業、福祉タクシー、その他本補助事業の目的に合致し、知事が認めるもの

※ 公営事業は、補助対象外となります。

※ 上記表中に示していない類型（例：農林水産業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、卸売業など）においては、不特定多数の顧客等と接する施設や機会（例：ショールーム、展示場、ギャラリー、小売店・直売所、販売・点検等のための訪問 など）を有し、常時事業を展開している事業者は対象となる場合があります。



事業所の 新しい生活様式に対応するための 感染防止対策を 支援します!

「新しい生活様式」に対応するため、中小企業・個人事業者等が実施する感染防止対策の費用に対し、経費の一部を補助します。

申請期間 令和2年 10/26(月) ▶ 令和2年 12/18(金) 当日消印有効

補助対象者 事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等
(例) 小売業/教育、学習支援業/スポーツ施設提供業/娯楽業
生活関連サービス業/金融業、保険業/不動産業、物品賃貸業
専門・技術サービス業 等

- ・感染防止対策を目的とした県の他の支援事業の対象者については、補助対象者となりません。
- ・既に、国、市町村等による補助金を申請・受領した感染症防止対策経費については、補助対象外です。

補助内容 感染防止対策物品の購入等

- ・補助率:10/10以内
- ・補助額:1事業者あたり上限10万円
- ・補助対象期間:令和2年4月1日(水)～令和2年12月18日(金)

補助対象経費

物品購入費

- ・消毒費用・マスク費用・清掃費用・飛沫対策費用・換気費用
- ・その他衛生管理費用・PR費用

外注費

消毒作業・清掃作業・ユニフォームのクリーニング
感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷費

令和2年4月1日以降に購入・実施し、かつ申請期限までに支払いを終えた経費が対象となります。

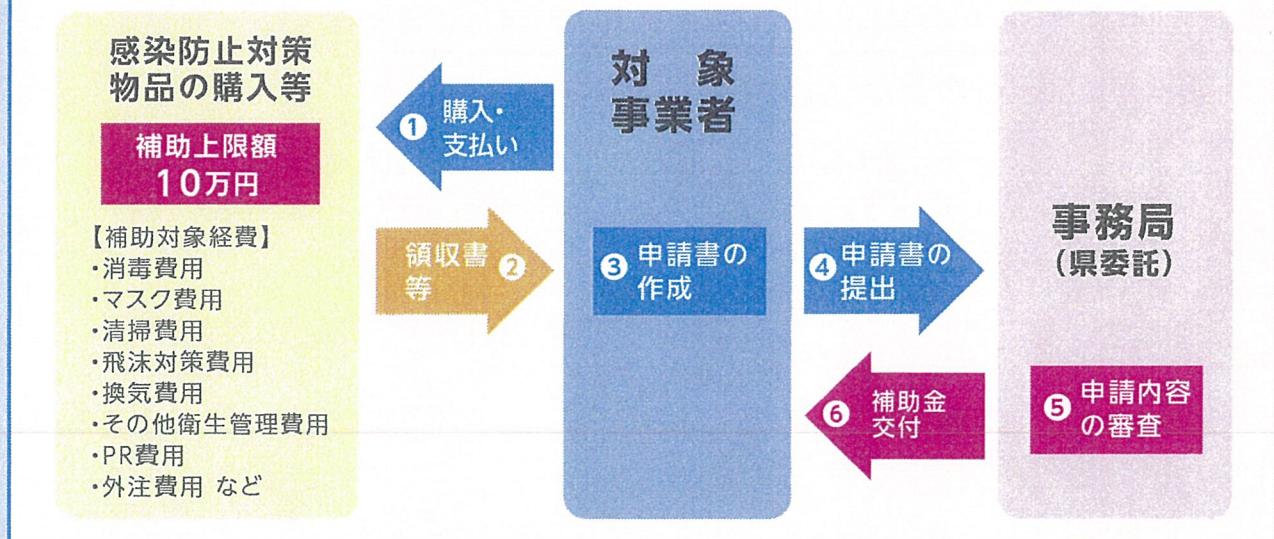
鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局

コールセンター / 099-296-8628

新しい生活様式に対応するための 感染防止対策を支援します!

申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ①申請時点において県内で事業を営んでいること ②過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと ③県による他の感染防止対策事業の申請・受領を行っていないこと ④補助対象の物品購入等に当たり、国又は市町村の補助金と当該補助金とについて重複して給付を受けていないこと ⑤代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと ⑦前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして事務局が定めること
申請方法等	<p>申請方法:郵送のみ 申請期限:令和2年12月18日(金)まで(当日消印有効) 宛 先:〒890-0064 鹿児島市鴨池新町14番27号南国情報サービス3号館内 鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局 宛 ※申請は、1事業者あたり1回までです。 1事業者が2店舗以上経営している場合、まとめて申請を行う必要があります。</p>

新しい生活様式に対応するための感染防止支援補助金



申請様式等

申請要領及び申請書の様式は、鹿児島県庁のホームページに掲載しているほか、以下の場所でも配布しています。

配布場所:各商工会議所、商工会、(公財)かごしま産業支援センター、各地域振興局・支庁総務企画課、各離島事務所総務課(係)

問い合わせ先

鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局

コールセンター/**099-296-8628**(9:00-17:00/土日祝除く)



←詳しくは
こちらより

鹿児島県 新しい生活様式 感染防止

検索